海上保安庁長官 殿

国土交通大臣

平成30年度に海上保安庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)第16条第6項第2号の規定に基づき、平成30年度において海上保安庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

1. 領土・領海の堅守、海上保安体制の充実強化について

外国公船による領海侵入等や外国海洋調査船の活動の活発化、その他重大な事案が発生するなど、我が国周辺を取り巻く状況がますます厳しくなっている情勢を踏まえ、領海及び排他的経済水域等の監視警戒・取締りを厳格に実施する。また、こうした状況に対応するため、平成28年12月に決定された「海上保安体制強化に関する方針」等に基づき、計画的に海上保安体制の強化を進める。

[具体的な目標]

- ・ 我が国領海等への外国公船の接近・侵入、外国漁船による違法操業、排他的経済水域 及び大陸棚における外国海洋調査船による調査活動、大和堆周辺海域における北朝鮮 漁船等の活動に厳正に対応すること。加えて、日本海沿岸部への木造船の漂流・漂着 等に細心の注意をもって対応すること。【主要】
- ・ 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備、広大な我が国周辺海域における監視体制の強化のため、巡視船・航空機等の整備や情報通信体制の強化を進めること。また、海上保安業務対応能力の向上を図るため、教育施設の拡充を進めること。【主要】
- ・ 法の支配に基づく海洋秩序維持の重要性をアジア諸国との間で共有し、アジア諸国の 海上保安機関に対する能力支援向上や協力関係の強化を図ること。【主要】

2. 海上における治安の確保について

海上における治安の確保に関し、犯罪、紛争等に関する積極的な情報収集活動等を通じて事態を正確かつ迅速に把握し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まるとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。

「具体的な目標〕

・ 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を 0 件と すること。【主要】

3. 海難の救助について

海難の救助に関し、即応体制を常に整えておくとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な救助を行う。

「具体的な目標】

- ・ 要救助海難に対する救助率を95%以上とすること。【主要】
- ・ 海難救助には速やかな救助の要請が必要であり、周知・啓発に取組み、海難発生後 2 時間以内での海上保安庁関知率を平成 32 年度までに 85%以上とすること。

4. 海上交通の安全確保について

海上交通の安全確保に関し、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に 基づく規則、指導及び情報提供等を的確に行うことにより、海難の未然防止を図る。

[具体的な目標]

- ・ ふくそう海域における、情報の聴取義務化の施策等により低発生水準となった衝突・ 乗揚事故の発生率(通航隻数 100 万隻当たり 76 隻以下)を維持確保するとともに、航 路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生数を 0 件とすること。【主要】
- ・ 我が国周辺で発生する船舶事故隻数を平成32年度までに少なくとも2,000隻未満とすること。【主要】

5. 海上防災・海洋環境の保全について

大規模な油等排出事故や巨大地震の発生等による海上災害の発生リスクに対し防災対策を推進するとともに、油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染を防止し、海洋環境の保全に貢献する。

「具体的な目標】

- ・ 大規模地震・津波等の自然災害、原子力災害及び油や有害液体物質の流出に伴う海上 災害の発生時における災害対応能力の強化を図るとともに、関係機関と連携し、発災 初期の情報共有にかかる内容をより充実させた合同防災訓練を平成30年度に350回以 上実施すること。【主要】
- ・ 油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染の防止を図るため、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会による指導、若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室による啓発活動を平成29年度に500回以上実施すること。【主要】

6. 海洋調査等について

海上の安全確保、海洋権益の確保、防災情報の整備・提供といった様々な目的のために 適切に海洋調査を実施するとともに、海洋における活動の基盤情報となる調査成果を集約 し、目的に応じた効果的な情報提供を実施する。

「具体的な目標〕

- ・ 従来、各省庁毎に提供されてきた衛星画像、風向風速、海流、降水分布等の海洋情報を 効果的に集約・共有し、広域性・リアルタイム性等を高めた海洋情報を、海運、漁業な どの多くの産業分野に提供する「海洋状況表示システム」の整備を進め、平成30年度 末に運用を開始すること。【主要】
- ・ 測量船の整備等により、海洋調査体制を強化し、他国による海洋境界の主張に対し、 我が国の立場を適切な形で主張していくために必要な海洋調査等を計画的に実施する こと。【主要】
- ・ 全国 20 箇所に設置されている験潮所における験潮の成果から平均水面等を公表(毎月)し、天文最低低潮面等を求めること。また、観測結果を地震予知等に活用するため、気象庁(リアルタイム)及び国土地理院(毎月)に提供すること。【主要】